

- 六を削る。
- 五の(一)及び(二)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(三)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。
- 五 植物防疫官による確認
- 三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。
- 六の次に次のように加える。
- 七 表示
- 三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第三百八十五号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十四に基づき、平成六年四月二十二日農林水産省告示第七百三十五号(中華人民共和国産れいしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)の(ア)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(三)を削る。

正 誤

ページ段 行 誤 正
平成九年三月十二日(号外第四十五号)

同日(同号外)農林水産省告示第三百八十五号
(中華人民共和国産れいしの生果実に係る農林水
産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する
件)
(原稿誤り)

五九三 一〇別表二 別表一
誤りから